

銃砲刀剣類取締法関係の主な手数料

名 称		対 象	手数料 (円)
所 持 許 可	許 可 証 交 付	許可に伴い許可証を交付する場合の許可	10,500
	許 可 証 交 付 (同 時)	上記の許可を受けようとする者が同時に複数の許可を受けようとする場合の2丁(振)目からの許可	6,700
	許 可 証 記 載	現に、猟銃等の許可を受けて所持している許可証に記載する許可	6,800
	許 可 証 記 載 (同 時)	上記の許可を受けようとする者が同時に複数の記載許可を受けようとする場合の2丁目からの許可	4,300
許 可 証 書 換 え		許可証の記載内容の訂正	1,800
許 可 証 再 交 付		亡失等による許可証の再交付	2,200
許 可 の 更 新	許 可 証 交 付	許可の更新に伴い許可証を交付する場合	7,200
	許 可 証 交 付 (同 時)	上記の許可証交付の更新を受けようとする者が、同時に複数の許可の更新を受けようとする場合の2丁目からの許可の更新	4,800
	同 時 許 可 交 付	許可証記載の許可を受けようとする者が、同時に許可証を交付する許可の更新を受ける場合における、当該許可の更新(いわゆる許可証記載許可時における同時の許可証交付更新)	4,800
	許 可 証 記 載	現に許可を受けて所持している許可証に記載する更新	6,800
	許 可 証 記 載 (同 時)	上記の許可証記載の更新を受けようとする者が、同時に複数の許可の更新を受けようとする場合の2丁目からの許可の更新	4,400
	同 時 許 可 記 載	許可証記載の許可を受けようとする者が、同時に、許可証に記載する許可の更新を受ける場合における当該許可の更新(いわゆる許可証記載許可時における同時の許可証記載更新)	4,400
認 知 機 能 検 査		申請日における年齢が75歳以上の者(許可の有効期間満了日における年齢が75歳以上の者)	650
法 令 講 習	経 験 者	現に許可を受けて猟銃等を所持している者	3,000
		政令で定めるやむを得ない事情で許可の更新ができなかった者で、その事情がやんで1か月を経過しない者	
	初 心 者	上記以外の者が猟銃等の所持許可を受けようとする場合	6,800
技 能 講 習		猟銃の更新又は新たに所持するため、技能講習を受講しようとする者	12,300
教 習 資 格 認 定		猟銃を所持するため、射撃教習資格認定を受けようとする者	8,900
練 習 資 格 認 定		猟銃による射撃練習をするため、射撃練習資格認定を受けようとする者	8,900

年 格 少 認 射 定 撃 資	資格認定	14歳以上18歳未満の年少者で射撃資格認定を受けようとする者	9,600
	資格認定 (同時)	上記の認定を受けようとする者が同時に複数の射撃指導員が所持する指導銃を所持するため認定を受けようとする場合の2件目からの認定	5,900
年 少 射 撃 資 格 認 定 証 書	換 え	年少射撃資格認定証の記載内容の訂正	1,800
年 少 射 撃 資 格 認 定 証	再 交 付	年少射撃資格認定証の亡失等による再交付	1,900
年 少 射 撃 資 格 認 定 講 習		年少射撃資格認定を受けようとする者に対する講習	9,700